

令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への 指導者の参加条件及び諸規程等の改定について

令和2年11月20日(金)に開催された、令和2年度第4回日本スポーツ少年団常任委員会において決議のあった標題の件について、下記のとおりご報告いたします。

※各事項の詳細については、別添資料(別添①～⑧)を参照ください。なお、この別添資料は「令和2年度第4回常任委員会」会議資料を基に作成したものです。

1. 令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件 **別添①**

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会が中止となったため、令和3年度に、日本スポーツ少年団各種事業における指導者の参加条件の一つである「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者(※)として『指導者』登録している者」を満たせない指導者が出るのが想定される。

このため、令和3年度に限る特例措置として、日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件を「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」とすることとした(注意点:各種国内・国際交流事業において、このほか別に定める条件がある場合は、当該条件も満たす必要がある)。

なお、特例措置については、日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業に適用するものであり、都道府県・市区町村スポーツ少年団が主催する各種活動については、当該スポーツ少年団の判断で対応できるものとする。

※「スポーツ少年団の理念」を学習した者

- ・「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」
- ・「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」
- ・「当該事業前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会受講修了者」

2. 全国スポーツ少年大会開催基準要項の改定 **別添②③**

■主な改定理由

(1) 指導者の参加条件に係る改定: 令和3年度に限る特例措置

令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件 **別添①** を踏まえ、関係する内容を改定した。

→改定該当箇所: 附則14の(5)(追記)

(2) 第75回国民体育大会(鹿児島県)の中止〔延期〕を受けた開催地選定に関する定め **別添④**

全国スポーツ少年大会の開催地は、国民体育大会の開催順序と連動する形態となっており、改定前の大会開催基準要項では「大会は、国民体育大会開催県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブ

ロック内都道府県において、その前年度に開催する」と定められていた。

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年に鹿児島県で予定されていた第75回国民体育大会が令和5(2023)年に延期されたが、この延期に連動した方法で全国スポーツ少年大会の開催地に関する定めを改定すると、既に開催準備を進めている県や、今後各ブロック・各地区において行われる各種大会の持ち回り順序等に様々な影響が生じる恐れがある。

これを踏まえ、第75回国体の延期にかかわらず、改定前の大会開催基準要項に基づく適用(持ち回り順序)を維持することとし、これに合わせて大会開催基準要項の当該部分を改定した。

→改定箇所：第4項第2号

(3) 団員の参加条件に関する定め改定：令和3年度(第59回東京都)に限る特例措置

改定前の大会開催基準要項では、「ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める」と定められていた。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年度のジュニア・リーダースクールを中止した都道府県スポーツ少年団があるため、ジュニア・リーダー資格を取得できない小学6年生の団員が出るのが想定される。

これを踏まえ、令和3年度に限り、「新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認める」旨の特例措置を設けた。

→改定箇所：附則14の(4)

3. 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項の改定 **別添⑤⑥**

■主な改定理由

(1) 指導者の参加条件に係る改定：令和3年度に限る特例措置 **別添④**

令和3年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件 **別添①** を踏まえ、関係する内容を改定した。

→改定箇所：附則15の(4) 追記

(2) 第75回国民体育大会(鹿児島県)の中止〔延期〕を受けた開催地選定に関する定め改定 **別添④**

全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地は、国民体育大会の開催順序と連動する形態となっており、改定前の大会開催基準要項では「全国スポーツ少年大会が国民体育大会開催都道府県所属ブロックで、その前年度に開催することを踏まえ、本大会については、国民体育大会開催都道府県所属地区がその前々年度に開催する」と定められていた。

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年に鹿児島県で予定されていた第75回国民体育大会が令和5(2023)年に延期されたが、この延期に連動した方法で全国スポーツ少年団競技別交流大会の開催地に関する定めを改定すると、既に開催準備を進めている県や、今後各ブロック・各地区において行われる各種大会の持ち回り順序等に様々な影響が生じる恐れがある。

これを踏まえ、第75回国体の延期にかかわらず、改定前の大会開催基準要項に基づく適用(持ち回り順序)を維持することとし、これに合わせて大会開催基準要項の当該部分を改定した。

→改定箇所：第5条第2項

4. スポーツ少年団登録規程施行細則の改定別添⑦⑧

(1) 第2条第2項

改定前の本細則では、「指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者」としていたが、「公認スポーツ指導者資格」には、更新研修を必要としない永年認定資格であるスポーツリーダーも含まれていることから、これを除外する必要があるため「ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く」という文言を追記した。

なお、「スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く」ことについては、現行の「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」にはその旨定めているものであるが、登録に関する定めは、本来、登録規程又は本細則に定めるべきものであるため、今回、本細則において定めた。

(2) 附則15の2(追加)

前記(1)を踏まえ、「第2条第2項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和5年度までは、指導者として登録することができるものとする」旨を附則として定めた(当該内容は、既に令和元年度第2回常任委員会において承認されていた運用上の対応を本細則に明文化したものである)。

(3) 附則16の2(追加)

令和元年度まで適用していた旧日本スポーツ少年団指導者制度・旧日本スポーツ少年団リーダー制度では、「シニア・リーダーとして資格認定」された者に対して、一定の要件を満たせば、スポーツ少年団の理念を学んだこととなる「認定員」に資格移行した上で、スポーツリーダー資格を付与していた。

これを踏まえ、「第2条第2項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者は、公認スポーツ指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする」旨を附則として定めた。

(4) 別表(追加)

第2条第3項、第4項、第5項に定める単位スポーツ少年団登録に必要な構成人数のパターンを、別表に整理して掲載した。

令和2年度第4回常任委員会(2020年11月20日)

新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和3年度日本スポーツ少年団が主催する 国内・国際交流事業への指導者の参加条件について

1. 令和2(2020)年度以降の国内・国際交流事業における指導者の参加条件の基本的な考え方
令和元年度第2回委員総会(令和2年3月17日書面決議成立)において、次の2つを満たしている者として承認されている。
- スポーツ少年団に指導者として登録している者
 - スポーツ少年団の理念を学習した者

つまり、

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者※として『指導者』登録している者」であることが参加条件(の一つ)となる。

※「スポーツ少年団の理念」を学習した者

「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該事業前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会受講修了者」

◎令和3年度に起こり得る課題

新型コロナウイルス禍により、令和2年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会は中止することとなった。

この影響で、令和3年度に、「スポーツ少年団の理念」を学習した者として「指導者」登録ができず、上記の参加条件(「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」)を満たせない指導者が出るのが想定される。

2. 令和3(2021)年度の国内・国際交流事業における指導者の参加条件について

前項の課題に対応するため、令和3年度に限る特例措置として、前項に示した現行の参加条件を、以下のように読み替えることとする。

□ 現行の参加条件(前掲)

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」

■ 読み替え後の参加条件

「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」

3. 具体的な対応方法について

原則として、令和3(2021)年度国内・国際交流事業の開催要項等に示す指導者の参加条件を「**当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者**」とする旨の記載とする。

※各種国内・国際交流事業において、このほか別に定める条件がある場合は、当該条件も満たす必要がある。

なお、**全国スポーツ少年大会及び全国スポーツ少年団競技別交流大会については、それぞれの大会開催基準要項に定める指導者の参加条件を改定することとする。**

4. 備考

本資料に示す内容は、日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業に適用するものであり、都道府県・市区町村スポーツ少年団が主催する各種活動については、当該スポーツ少年団の判断で対応できるものとする。